

令和4年改正道路交通法に係る下位法令（2年施行分）の概要

令和4年改正道路交通法（2年施行分）

➤ 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備

- 車体の大きさや最高速度が内閣府令で定める基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とする。
- 特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しないこととし（16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用を努力義務とする。
- 特定小型原動機付自転車は車道通行を原則とし、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（特例特定小型原動機付自転車）は、例外的に自転車通行可の歩道等を通行することができることとする。
- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とするとともに、危険行為を繰り返す者には講習の受講を命ずることとする。

下位法令

① 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為、当該講習に係る手数料の標準等を定める。

② 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

特定小型原動機付自転車の大きさ及び構造の基準、歩道通行に関する基準等を定める。

③ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

自転車を対象とする道路標識等は、原則として特定小型原動機付自転車を対象に含むこととする。

④ 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案

原動機付自転車を含む規定の対象から特定小型原動機付自転車を除くなどの整理を行う。

① 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

■ 道路交通法施行令の一部改正

- 特定小型原動機付自転車が従うべき信号は、軽車両又は自転車と同様とし、特例特定小型原動機付自転車が従うべき信号は、普通自転車（長さ190cm、幅60cmを超えないなどの基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの）と同様とする。【第2条第1項及び第4項関係】
- 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為を次のとおり定める。【第41条の3第1項関係】
 - ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤歩道徐行等義務違反、⑥路側帯進行方法違反、⑦遮断踏切立入り、⑧優先道路通行車妨害等、⑨交差点優先車妨害、⑩環状交差点通行車妨害等、⑪指定場所一時不停止等、⑫整備不良車両の運転、⑬酒気帯び運転等、⑭共同危険行為等、⑮安全運転義務違反、⑯携帯電話使用等、⑰妨害運転
- ※ 自転車を対象としていない違反行為である⑭及び⑯以外は、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為と同一又は類似のもの
- 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の標準について、自転車運転者講習と同額（講習1時間当たり物件費550円、人件費1,450円）とする。【第43条第1項関係】
- 特例特定小型原動機付自転車の歩道徐行等義務違反及び路側帯進行方法違反を反則行為の種類として追加し、その反則金の額を3,000円と定める。【別表第6関係】
- その他所要の規定を整備する。

■ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正

- いわゆる条ずれの規定の整理を行う。

② 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

■ 道路交通法施行規則の一部改正

- 特定小型原動機付自転車の大きさ及び構造の基準を次のとおり定める。【第1条の2の2関係】

車体の大きさ（※1）	車体の構造
長さ：190cm以下	原動機として、定格出力が0.6kW以下の電動機を用いること
幅：60cm以下	20km/hを超える速度を出すことができないこと
※1 車体の大きさは、普通自転車と同様 ※2 最高の速度の設定に応じて、点灯・点滅が切り替わるもの	構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に設定を変更することができないこと
	クラッチの操作を要しない機構がとられていること
	道路運送車両の保安基準に規定する最高速度表示灯（※2）が備えられていること

- 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に関する基準を次のとおり定める。【第5条の6の2関係】

表示の方法	最高の速度	車体の構造（※4）
道路運送車両の保安基準に適合する最高速度表示灯を点滅させることにより表示する方法（※3）	6 km/h	側車を付していないこと
※3 緑色の灯火の点滅 ※4 車体の構造は、普通自転車と同様		制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
		歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

- その他所要の規定を整備する。

■ その他

- 「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」を廃止する。【附則第3項関係】

③ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

■ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正

- 原則、自転車マークに特定小型原動機付自転車が含まれるよう、規制標識の表示する意味を改める。

規制標識「自転車通行止め（309）」の改正

交通法第八条第一項の道路標識により、**特定小型原動機付自転車及び**自転車の通行を禁止すること。

※ 次の規制標識についても同様に改正する。



自転車専用
(325の2)



自転車一方通行
(326の2)



- 本標識に附置されている補助標識「車両の種類」で、普通自転車が交通規制の対象であること（ないこと）を示すもの（※1）については、特定小型原動機付自転車も交通規制の対象であること（ないこと）を示すものとし、特に区別する必要がある場合に限り、別を示すこととする（※2）。

- 特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車の略称を「特定原付」及び「特例特定原付」と定める。
- その他所要の規定を整備する。

- 歩道通行に関する自転車マークには、特例特定小型原動機付自転車のみが含まれるよう、規制標識の表示する意味を改める。

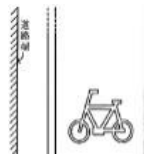
規制標識「自転車及び歩行者等専用（325の3）」の改正

交通法**第十七条の二第一項及び**第六十三条の四第一項第一号の道路標識により、**特例特定小型原動機付自転車及び**普通自転車が歩道を通行することができることとすること。

※ 次の規制標識についても同様に改正する。



普通自転車歩道通行可
(114の2)



普通自転車の歩道通行部分
(114の3)



※1

軽車両

軽車両を除く

自転車

自転車を除く

※2

自転車を除く
特定原付は通行不可

■ その他

- 「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令」を廃止する。【附則第4項関係】

④ 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案

- 原動機付自転車の一類型として、運転免許を要しない特定小型原動機付自転車が定義付けられたこと等に伴い、次の国会公安委員会規則の関係規定中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改めるなど、所要の規定を整備する。
 - 指定講習機関に関する規則
 - 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
 - 運転免許に係る講習等に関する規則
 - 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則
 - 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則
 - 交通安全活動推進センターに関する規則
 - 運転免許取得者等教育の認定に関する規則
 - 運転免許取得者等検査の認定に関する規則

- 特定小型原動機付自転車が従うべき信号は、軽車両又は自転車と同様とされたことに伴い、次の国家公安委員会規則について、所要の規定の整理を行う。
 - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則